

平成 19 年 6 月 13 日

定期検査中の 2 号機における誤警報発生の調査結果について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

定期検査中の 2 号機において、平成 19 年 4 月 25 日より制御棒手動制御装置の制御盤取替作業を行っていたところ、同日午後 5 時 43 分、「中性子束高トリップ^{*1}」の警報が発生し、同日午後 6 時 35 分、同警報を解除しました。

また、4 月 28 日より起動領域モニタ系^{*2}の制御盤取替作業を行っていたところ、同日午前 9 時 17 分、「中性子束高トリップ」の警報が瞬時発生しました。

なお、これらの事象は警報のみ発生したもので、原子炉内の全ての燃料は取り出されており、安全上の問題はありません。

これによる外部への放射能の影響はありません。

([平成 19 年 4 月 26 日](#)、[5 月 2 日](#)お知らせ済み)

4 月 25 日および 4 月 28 日に「中性子束高トリップ」の警報が発生した原因は、以下のように推定しました。

- ・ 4 月 25 日に実施した制御棒手動制御装置の制御盤取替作業については、当該作業を行っていた制御盤内が狭隘であったことから、他の作業で使用していたジャンパー^{*3}線に作業員が誤って接触したことにより、当該ジャンパー線が外れ、警報が発生したこと。
- ・ 4 月 28 日に実施した起動領域モニタ系の制御盤取替作業については、他の作業で使用していたジャンパー線が外れないように、当該ジャンパー線と制御盤の接続部を手で押さえながら作業を実施していたが、押さえていた作業員の手が動いたことにより、当該接続部が一時的に接触不良を起こし、警報が発生したこと。

4 月 25 日の警報発生の対策として、制御盤内で作業を行う場合には、他の作業でジャンパー線が使用されているかどうかを作業前に確認するとともに、作業時にジャンパー線と接触するおそれがある場合には、事前にジャンパー方法の変更等^{*4}を検討することを徹底するとしていましたが、4 月 28 日の類似作業における警報の再発は、事前の検討が不十分であったことによるため、あらためて上記の対策を再度周知徹底します。

以 上

* 1 : 中性子束高トリップ

原子炉内の中性子量が多くなった場合に示す警報。

* 2 : 起動領域モニタ系

原子炉内の中性子量を計測する装置であり、原子炉の起動初期段階や停止時に使用する。

* 3 : ジャンパー

点検作業の実施に際し、警報・機器などの誤動作防止や作業安全等を確保するために行う弁の開閉や電源の入切等の電気回路に施す処置。

* 4 : ジャンパー方法の変更等

作業内容により、以下のいずれかの方法を選択する。

- ・ 作業を実施しない他の制御盤でジャンパーを施す。
- ・ 作業を実施する制御盤でジャンパーを施す場合は、ビスにより固定する。
- ・ 作業に伴い警報が発生することを事前に周知しジャンパーを外して作業を行う。